

平成 29 年度「患者のための薬局ビジョン推進事業」薬剤師のおためし訪問 Part2

Q & A

Q①:紹介者は保健師や民生委員でもいいのですか？

A:紹介者は訪問看護師、ケアマネジャー・保健師等となっており、医師、歯科医師、民生委員でも構いません。在宅医療に携わる他職種と広くお考え下さい。
ただし、薬剤師訪問後の評価をお願いできる方となります。

Q②: 訪問をする患者さまには、関わっている介護職等がないのですが？

A:他職種からの評価を基本としていますが、家族等の評価でも可とします。
また、独居の方に訪問した場合は、ご本人に評価票をご記入いただくことでも可とします。ただし、その場合は「本人が評価」したことを必ず明記して下さい。評価者を「家族や本人」とした場合は、評価者記載欄の「その他」に「本人あるいは家族」と記載して下さい。
「他職種の評価」に関する集計の場合は除かせていただくなど、集計時に判別ができるように記載していただきますようお願いいたします。なお、いずれの場合でも担当医師への連絡は必須となります。

Q③:各種書式は薬局が渡すのですか？

A:書式は県薬の HP や実施資料の冊子に掲載されています。訪問する薬局より評価者にお渡しください。

Q④:書式のやり取りは FAX でもいいのですか？

A:かまいません。ただしなるべく顔の見える関係を構築できるようにお願いします。

Q⑤:同意書には記名・捺印が必要ですか？

A:自筆によるご署名のみでもかまいません。

Q⑥:同じ人に期間中何回も行ってもいいのですか？

A:期間中同じ方に対するおためし訪問に回数の制限は特にありません。おためし訪問でみつかった課題の解決に 2 回目のおためし訪問を行う必要が生じることは十分考えられます。薬局の事情に応じてご対応ください。もちろん 2 回目以降、通常の在宅訪問に移行できる場合はそのようにお願いします。

Q⑦:様式 4「訪問実施報告書（薬局・薬剤師⇒医師・紹介者）」の宛名記載については、連名で記載しなければいけないのか？

A:連名でも、片方ずつでもどちらでもかまいません。記載内容により実施薬局で選択してください。

Q⑧:様式 5「訪問実施報告票（薬局・薬剤師⇒地域薬剤師会⇒長野県薬剤師会）」の「宛先」は地域薬剤師会か、長野県薬剤師会どちらにすべきか？

A:地域薬剤師会あてとしてください。

Q⑨:今回の事業は院外処方に関わる方が対象と考えてよいか？

A:普段関わっている薬局が患者宅を訪問することを想定しているので、基本的には院外処方の方が対象と考えています。

Q⑩:事業実施期間が、10～12 月となっているが、9 月中に訪問依頼があった場合は如何すればよいか。

A:周知期間を踏まえて 10～12 月実施期間としていますが、9 月中の訪問であっても実績としていただいで構いません。

Q⑪:「口腔内ケアの状況をチェックする」とあるが、どの程度チェックすればよいか指標を示してほしい。どの程度で歯科医に連絡する必要があるのか。

A:長野県歯科医師会様より下記のとおりチェック項目を提供していただきました。下記の項目で気になる患者さまがいれば、ケアマネジャー等に連絡し、かかりつけ歯科医と連携をお願いいたします。
なお、かかりつけ歯科医と連携いただくことが基本になりますが、長野県歯科医師会では『長野県在宅歯科医療連携室』が設置されているので、連携でお困りの場合は利用して下さい。（長野県歯科医師会 HP に掲載されています。）

お口のチェック項目

提供:長野県歯科医師会

- ☐ 1.朝起きた時に口のネバつきがありますか？
- ☐ 2.口臭を感じますか？ 口臭があると言われますか？
- ☐ 3.歯磨きをすると歯ぐきから血が出ますか？
- ☐ 4.歯ぐきが腫れますか？
- ☐ 5.歯がグラつきますか？
- ☐ 6.硬いものが食べにくくなりましたか？
- ☐ 7.お茶や汁物などでむせる事がありますか？
- ☐ 8.薬が飲みにくいですか？
- ☐ 9.入れ歯が使いにくいですか？
- ☐ 10.口の中を覗いた際に、上あごの中央や舌の下側に食物や薬が残っていないか？

※「お口のチェック項目」は、本会 HP よりダウンロード可能となっています。

[他職種の方より]

Q⑫:自分の担当している患者さんにおためし訪問を紹介したいがどのようにしたらよいか？

A:かかりつけ薬局があれば、まずはそちらにご相談して下さい。かかりつけ薬局がなければ地域の相談窓口にご相談いただければ対応させていただきます。

Q⑬:紹介者は、訪問看護師・ケアマネでなく主治医でもよいのか？

A:本事業は、他職種からの評価を目的としているので、評価者は医師であっても構いません。

Q⑭:ご主人の主治医が訪問の際、奥様の残薬が多く気になっているのでおためし訪問で訪問してほしいとの希望があるが、おためし訪問の対象となるか。

A:対象となります。主治医でない医師でも評価者となり得ますが、奥様の主治医との連携が必要となります。